〈論文〉

青森県における実科高等女学校の組織変更過程

―県立高等女学校への変更をめぐる市町村の戦略―

冨士原雅弘

はじめに

戦前の女子中等教育機関である実科高等女学校（以下，実科高女）は，1911 年（1910 年の改正高等女学校令施行後）から 1942 年（1943 年の中等学校令公布による実科高女廃止前）までの間に多数設置された。市町村による小学校への併置，小学校教員の兼務など，簡易な設置が可能だったことから急速に普及し，戦前における女子中等教育機関の拡大に大きな役割を果たした。その背景として女子中等教育を求める世論の高揚と市町村の戦略があったことは看過できない。

本稿は，青森県における実科高女の組織変更過程について，多様な変更を生み出した一要因として市町村の戦略がいかに影響を与えていたのかを明らかにする。1920 年代後半以降，第一次世界大戦後の長引く不況の影響によって多くの道府県が財政難に陥っており，市町村立実科高女設立後，数年程度で府県立の高等女学校（以下，高女）に組織変更することは極めて困難な状況であった。本稿では，このような状況における市町村側の対応に注目し，財政難のために県立移管を容易に認めることができない県側に対して市町村側がとった戦略について考察する。対象とする時期は中等学校令による実科高女廃止前の 1942 年度までとする。青森県を取り上げる理由は，多様な変更がおこなわれていたことによるが，例えば八戸町の場合，県立高女に県立女子実業学校を併置後に県立高女を廃止し，さらに県立実科高女，最終的に県立高女に復帰するという特殊な変更がおこなわれている。このような事例は，管見の限り他に類を見ない。また，五所川原町の場合，実科高女設置当初から県立高女への移管・改称を目指したが認められなかったため，町立高女に変更し，校舎や寄宿舎まで新設し，さらに 4 か年分の経常費まで負担している例もある。逆に田名部町のように，町立実科高女から県立高女へスムーズに移管が実現するケースもあった。こうした多様な変更状況が青森県の特徴だといえよう。

本稿に直接関わる先行研究としては，水野真知子による制度化過程および廃止過程に注目した蓄積がある[1]。水野は青森県立第二高女と八戸町立女子実業学校を合併して開校した青森県立八戸実科高女について，「女子の高等普通教育と実業教育・職業教育との間を揺れ動いたかのような典型」と位置づけ，実科高女設置が推進されたのは「特に地方郡部においては実科高等女学校（女学校）が，その地域の「教養ある主婦をつくる」ための「高等女学校」としての役割を果たしていたからに他ならなかった」と説明している[2]。しかし，決してそれだけの理由ではなかったし，時期によっては別の理由も存在した。例えば，各府県では，大正後期から昭和初期には財政状況逼迫による中等教育の整理・改革がおこなわれており，急激な高女進学希望者の増加に対して府県立高女の増設が追いつかない時期だった。そのため，市町村ではやむを得ず実科高女を設置して急場をしのぐが，市町村にとっても実科高女を長期にわたって維持することは財政的に困難であった。そこで市町村では府県立への移管を求める動きが活発になるのである[3]。このような状況は，青森県でもみられるのである。なお，表 1 は青森県における実科高女の認可と改編の状況をまとめたものである。個別の事例については，別途表を作成する。

表１　青森県における実科高等女学校の認可と改編

認可年月日	実科高女名	変更・改称・廃止等の認可
1912 年 2 月 17 日	青森県立実科高女	1919 年 3 月 27 日高女に変更（県立八戸高女に改称）
1925 年 3 月 23 日	黒石町立黒石実科高女	1943 年 11 月 4 日高女に名称変更
1926 年 2 月 22 日	七戸町立実科高女	1943 年 11 月 4 日高女に名称変更
1926 年 3 月 3 日	三本木町立三本木実科高女	1933 年 3 月 22 日町立高女に変更・改称 1936 年 2 月 15 日県立高女に変更・改称
1927 年 2 月 28 日	三戸町立実科高女	1943 年 11 月 4 日高女に名称変更
1927 年 3 月 28 日	五所川原町立五所川原実科高女	1929 年 3 月 16 日町立高女設置 1929 年 3 月 27 日町立実科高女廃止 1933 年 2 月 20 日県立高女に変更・改称
1929 年 3 月 23 日	野辺地実科高女（設置者：野辺地町）	1936 年 3 月 28 日町立実科高女に改称 1944 年 4 月 10 日高女に改称
1930 年 3 月 31 日	青森市立青森実科高女	1934 年 4 月 23 日高女に変更・改称
1933 年 3 月 10 日	田名部町立田名部実科高女	1941 年 2 月 26 日県立高女に変更（県立田名部高女に改称）
1935 年 10 月 1 日	弘前市立弘前実科高女	1943 年 11 月 4 日高女に名称変更
1938 年 3 月 1 日	板柳町立実科高女	1943 年 11 月 4 日高女に名称変更
1942 年 3 月 18 日	五戸実科高女（設置者：五戸町）	

＊各年の『官報』掲載の「文部省告示」により作成

1. 青森県立実科高等女学校の変更過程

(1) 県立女子実業学校の設置と県立第二高等女学校の廃止

八戸町には，県立第二高女，町立女子実業学校，町立実業補習学校が設置されていたが，町立実業補習学校が経営不振によって維持が困難となり，1908（明治 41）年に廃止となった。残る 2 校について，町民が女子教育の目的を普通教育（良妻賢母養成）と実業教育（地方に適切な実用婦人養成）とを比較した場合，当時の日露戦争後の社会情勢をふまえて後者の実業教育を選択することになった。その背景には，県立第二高女を県立女子実業学校にすれば，県立と町立の女子実業学校は必要なくなるため，町立女子実業学校を廃止することができ，結果として町費削減につながるという世論の影響があった。これが県会でも議論され，1909（明治 42）年 3 月に県立第二高女に県立女子実業学校を併置し，町立女子実業学校を同年 3 月 31 日限りで廃止することになった[4]。

1909（明治 42）年 4 月 1 日の『東奥日報』によれば，県立女子実業学校設置について県会では早くから議論されていたが，当時は「尚ほ高等普通教育熱は高くして，当局者に於ても，之を断行する程の勇気もなく」という状況だった。しかし，「時運の趨勢は，益々実業教育の施設を要し，遂に現当局者を促かして，今回の施設を実行せしむるに至りたるなり」となったという。しかし，今回の県立女子実業学校計画に対し，地元の八戸町や県内の地方の多くは県立第二高女を廃止して県立女子実業学校を設置することへの反対意見が多かった。それに対し県当局は，県立女子実業学校は県立高女とあまり変わらず，「更らに新に，実習科を施して，地方に適切なる実用的婦人を教育せんことを期す」とし，これを簡単に説明すれば「第二高等女学校と八戸町立女子実業学校を，適当に按排したるものを造り出す」との説明があったことを報じている[5]。

県会での議論を確認すると，1908（明治 41）年の第 10 回通常県会において太田清橘議員からの「第二高等女学校を実業学校に改める理由如何」との質問に対し，田中事務官は「女子に職業を授ける方針から本校の組織を

表 2　青森県立第二高等女学校（八戸町）の認可と改編

認可年月日	事項	備考
1901 年 10 月 23 日	八戸町に県立第二高女を設置し 1902 年 4 月より開校の件認可	文部省告示第 190 号 『官報』第 5493 号
1909 年 3 月 15 日	八戸町に県立女子実業学校を設置し 1909 年 4 月より開校の件認可	文部省告示第 62 号 『官報』第 7712 号
	八戸町に設置する県立第二高女を 1912 年 3 月限りで廃止の件認可	文部省告示第 63 号 『官報』第 7712 号
1909 年 4 月 1 日	八戸町立女子実業学校を 1909 年 3 月 31 日限りで廃止の件認可	文部省告示第 105 号 『官報』第 7727 号
1909 年 4 月 2 日	県立第二高女を 1909 年 4 月より県立八戸高女と改称の件認可	文部省告示第 109 号 『官報』第 7728 号
1912 年 2 月 17 日	県立実科高女を八戸町に設置し 1912 年 4 月より開校の件認可	文部省告示第 34 号 『官報』第 8596 号
	八戸町に設置する県立女子実業学校を 1912 年 3 月 31 日限りで廃止の件認可	文部省告示第 35 号 『官報』第 8596 号
1919 年 3 月 27 日	八戸町に設置する県立実科高女を 1919 年 4 月より高女に変更し県立八戸高女と改称の件認可	文部省告示第 65 号 『官報』第 1992 号

＊各年の『官報』掲載の「文部省告示」により作成

変更するものである。元来高等女学校令は余りに窮屈で，土地の状況により実業科目を授け得ることにはなってるが，必修学科が極めて多く，この上実業科目を加えることは到底生徒が耐え得るところではないからむしろその組織を変更し，徒弟学校組織としたのである」と回答している。また，佐田議長からの「女子実業学校として特に第二高等女学校を選んだのは如何なる理由か」との質問には，田中事務官が「特に第二高等女学校を選んだのは，生徒応募の状況と土地の実業的状況などから計画を樹てた」と回答している [6]。

結局，県当局は時代の要請である女子実業教育を優先するため，1909 年 3 月に県立第二高女を県立女子実業学校に変更し，1912（明治 45）年 3 月限りで県立第二高女の廃止を決定したのである。

(2) 県立女子実業学校から県立実科高等女学校への変更

1911（明治 44）年 3 月に県立女子実業学校は第 1 回卒業生を輩出するが，この頃から同校を実科高女に変更してもらいたいという意見が出てきた。県は，県立八戸（第二）高女を県立女子実業学校に変更する際，後の実科高女のような教育内容を考えていたが，実科高女が法的に規定される前だったため，やむなく県立女子実業学校にした経緯があったという。しかし，県立女子実業学校は徒弟学校規程による学校であり，その教育内容が徒弟学校的であるとして一部の人々に不満を抱かせるようになった [7]。同年 4 月 3 日の『東奥日報』の記事によれば，「地方の有力者及教育家等は此の学校を好まぬやうだ，而して非難の声も高くなつてゐる」とし，「此の学校は高等女学校の組織を変更したもので，当時地方には種々の異論も起り現状維持（高女説）を主張したものだから女子実業学校変更の希望も無理かない」と報じている。また，「当時は変更に賛成した側も，現在の此校を現出する目論見てなかつたらしい，寧ろ昨今地方民の希望して居る実科高等女学校の組織を願つた」が，「当時は文部省には実科高等女学校を許可すべき規定かないから已むを得ず現在の実業学校を組織するの外はなかつたらしい」という。そのため，「地方民は再び現在の女子実業学校を，昨年文部省令に依りて発布せられた実科高等女学校に変更せられたい」との要望が出ている。こうした希望に対して「県当局者としても別に異存はあるまいと思ふ」と推測している。また，「現在の此校に職を奉してをる教員諸氏も実科高等女学校に変更せらるゝを希望して居る」，「変更すれば実科に要する諸器械既に揃ふた今日，其の儘使用するに好都合だから，寧ろ全国中模範的実科高等女学となるだらうと喜んで居る」というのである。名称を変更することで「世間の通りかよく且つ上の学校へ連絡が付き，旁々総に於て便宜かよいと語つてゐる」と報じている [8]。

1911（明治 44）年の第 13 回通常県会では，県立実科高女設置理由について武田知事から「八戸実業学校を明年度から実科高等女学校に組織を変更する。もとの高等女学校を実業学校に変更したのは，高等女学校制度が家庭に適切でないものがあり，むしろ実業学校がよいと考えたもので，当時まだ実科高等女学校の制度がなかったから，八戸女子実業学校が先例となり，これに類したものが大分出来，文部省でもいよいよ必要に迫られて本年実科高等女学校の制度を設けることになり，最初本県で理想したものが実現するので，四十五年度で女子実業学校を実科高等女学校に変更するのである」との説明がなされている [9]。

さらに，1912（明治 45）年 3 月 20 日の『東奥日報』では，県立実科高女卒業後の上級学校への進学に対する懸念，とりわけ英語が出題された際に不利になるのではないかとの意見もあったが，結局は卒業生の中の極僅かの者に対する心配であり，学校経営上はあまり大きな問題ではないとされている [10]。結局，県立女子実業学校の徒弟学校的教育への不満が勝り，同年 2 月に県立実科高女の開校が認可され，県立女子実業学校は同年 3 月 31 日限りで廃止されることになった [11]。

(3) 県立高等女学校への変更と当事者の意識

第一次世界大戦の影響による社会情勢の変化等によって女子教育への関心が高まり，高女への進学希望者が急増する。その結果，高女増設の要求が高まり，八戸町の県立実科高女の県立高女復帰を希望する声が多くなってくる [12]。ここでは，『東奥日報』1919（大正 8）年 1 月 30 日掲載の県立実科高女藤吉校長の談話から当事者の意識を確認したい。県立実科高女を県立高女に改称するにあたって，藤吉校長は教員の「充実教授科目の配合及び改称の手続等打合せ」のために青森市に出向き，県当局と協議をしている。しかし，改称後の方針については，実科高女も高女も「別段さしたる径庭あるに非す」とするが，実科高女は普通教育の時間を割いて実科の時間にあてるため，その分普通教育が不足する。しかし裁縫などは時間が増加するため「実科の程度は進」む。実科高女を高女に変更した場合，実科の時間をどの程度普通教育に転換すればよいのかと困惑している。また，教員の増員や認可手続き，生徒の編入等についても不安を述べている [13]。実際の実務に当たらざるを得なかった校長の緊張感が伝わる記事である。

以上のように，八戸町における女子中等教育の変更過程は，日露戦争や第一次世界大戦による社会情勢の変化，県や町の状況によって，都合よく変更を繰り返されてきた過程であるといえよう。

2. 町立五所川原実科高等女学校の組織変更過程

(1) 町立五所川原実業女学校から五所川原実科高等女学校への変更

1921（大正 10）年 4 月 1 日の五所川原町会において，五所川原女子実業補習学校を高女程度にするための学校規則改正案を可決し，翌 1922 年 4 月 21 日，五所川原実業女学校への改称が認可された。

『東奥日報』1927（昭和 2）年 2 月 2 日の記事によれば，「西北両郡」（西津軽郡と北津軽郡）の女子教育のた

表 3　町立五所川原実科高等女学校の認可と改編

認可年月日	事項	備考
1927 年 3 月 28 日	町立五所川原実科高女を設置し 1927 年 4 月より開校の件認可	文部省年報第 155 号 『官報』第 72 号
1929 年 3 月 16 日	五所川原高女（設立者：五所川原町）を設置し 1929 年 4 月より開校の件認可	文部省年報第 134 号 『官報』第 664 号
1929 年 3 月 27 日	町立五所川原実科高女を 1929 年 3 月限廃止の件認可	文部省年報第 152 号 『官報』第 670 号
1933 年 2 月 20 日	五所川原町に設置する五所川原高女を 1933 年 4 月 1 日より県立に変更し県立五所川原高女と改称の件認可	文部省年報第 154 号 『官報』第 1842 号

＊各年の『官報』掲載の「文部省告示」により作成

めに五所川原に高女設置を希望するのは，五所川原町はもちろん「西北両郡」の希望であり，男子の中等教育機関との均衡を保つ意味でも要望する声が大きくなっていることを報じている[14]。また，『五所川原市史』でも，男子の中等教育は木造中学校と五所川原農学校があるが，女子については五所川原実業女学校があるのみであるため，男子と均衡を保つ必要があるとの声が大きくなり，同年3月に町立五所川原実科高女が設立されたと説明している。

この時期，県内に市町村立の実科高女が複数設立されるが，これらは従来の女子実業補習学校を変更したものであり，小学校に併置，教員も小学校と兼務だったために小学校の延長と考えられ，「高等女学校」という名称は名ばかりのものだったとされている。こうした状況により，後に県立高女への移管・改称を求める陳情合戦が展開されることにつながっていく。後述するが，五所川原町では県立移管に向けて早くから積立金を準備していたが認められなかったため，まずは自前で町立高女に変更し，新校舎も建築してから申請した結果，1933（昭和8）年に県立移管が実現したのである[15]。

県立移管時の校長であった荒木伝太郎は，「五高女校も地方民の熱誠が報いられて愈々県立となり，けふから一新された授業が行はれるので，生徒の実力養成と校風の発揚に精一ぱい力を注き，県立女学校として恥かしからぬものにしたいと念じています」との抱負を語っている[16]。

(2) 町立五所川原実科高等女学校から町立五所川原高等女学校への変更

1927（昭和2）年の第29回通常県会において，山内亮議員から県内各地で町立高女を設置しているが，「これらがみな移管されては県が破産する[17]」との発言があった。このような意見がある中，1928（昭和3）年9月に県内5校の実科高女が県立移管を希望し，陳情合戦が展開する。五所川原町では，同年10月4日，「町立実科高等女学校県移管請願委員会」を設置して運動方法を協議し，同月11日には佐々木哲造町長，長尾県議，町議等が県庁を訪問して陳情をおこなった。しかし，これらの陳情を県は受け入れなかったため，各町は全校舎や敷地の寄付，経常費の一年分の負担など申し出たが県立移管は実現しなかった。

1928（昭和3）年11月29日の第30回通常県会では，上田学務部長から「今急に高等女学校を新設，あるいは実科高等女学校を普通の高等女学校に移すことは，我々局にあたる者としては中央政府の方針と相まって余程研究して見なければならないと思う。今は一つの転換期に遭遇している[18]」との発言にみられるように，県当局としては町立の高女や実科高女を県立高女に変更することに対して，非常に厳しい見方があった。

五所川原町では同年12月28日，佐々木町長が町議に経過報告し，今後の方策を検討した結果，「県立学校と同様の内容を有する町立学校を建設し現在の実科高女校を独立さすべしとの説が出て，之が満場の議員の賛成さる処」となり，この計画を新年度予算に計上し，1929年度から実施することに内定している。佐々木町長は「将来県立女学校として移管するに差支えない程度の県立学校同様の女学校を建てる」と述べている。さらに1929年1月には校舎新築の件が五所川原臨時町会で正式に決定され，翌1930（昭和5）年10月5日に落成式が挙行された[19]。

1929（昭和4）年3月9日，青森県知事新庄祐治郎から文部大臣勝田主計宛に「公立高等女学校設立認可申請ニ関スル件副申」が出された。その内容は，町立実科高女を設立して女子教育の向上に努めたが，小学校に併設しているために「世ノ期待ニ添フヲ得ス」という状況だったため，五所川原町会で「満場ノ決議ニ依リ」実科高女を廃止して独立の高女を新設することになったと説明している[20]。

この申請書類中，1929年3月1日付の五所川原町長佐々木哲造から文部大臣勝田主計宛文書の中に「設置理由」があるので，以下に引用する。（下線は筆者）

一，設置理由

当町ハ時代ノ趨勢ニ顧ル処アリ曩ニ実科高等女学校ヲ新設シテ五所川原女子尋常高等小学校ニ併設シ女子教育ノ向上ニ努メツヽアリト雖モ其ノ修業年限三箇年ナルト小学校ニ併設シアルトハ実力養成上尚遺憾ノ点アルヲ免レズ然モ本県立高等女学校ハ僅カニ数校ニシテ入学希望者収容力甚タ乏シキノミナラズ当町ノ進展ニ伴ヒ子女ノ向学心益々高マリ高等女学校ニ学バントスルモノ愈々多キヲ加フルノ現状ニアルヲ以テ当町ハ昭

和四年度ニ於テ敷地ヲ購入シ校舎ヲ新築シ青森県五所川原町立五所川原実科高等女学校ヲ廃止シテ高等女学校ヲ新設シ以テ町教育ノ充実ヲ図ルト共ニ地方教育ノ推進ニ盡シ時代ノ要求ニ副ハンコトヲ議決セリ而シテ昭和四年十一月新校舎ノ完了迄一時現在併置シアル女子尋常高等小学校々舎ノ一部ヲ充当セントス[21]

「設置理由」にみるように，小学校の併設，県立高女数の不足による入学希望者の収容力の乏しさを指摘した上で，自前で敷地購入と校舎新築をおこなって町立高女に変更したことをアピールし，県立移管への布石を打っている。

(3) 五所川原高等女学校の県立移管

1930（昭和 5）年 10 月 24 日，五所川原町会において「高等女学校県移管請願」の動議を可決した。その後の状況を 1932（昭和 7）年 11 月 6 日の『東奥日報』で確認すると，「県移管は愈々実現の可能性濃厚となり」，同年 11 月 5 日に急遽町会を招集し，町立五所川原高女敷地建物および備品（器具機械標本一切）寄付，寄宿舎新築寄付，経常費（4 か年分を分割）寄付などの高女県移管関係の一切を可決した。同年 11 月 17 日の第 34 回通常県会で五所川原高女県移管問題が取り上げられ，翌 1933（昭和 8）年 2 月 20 日付の文部省告示によって県立高女への改称が認可された[22]。

次に，この間の国と青森県とのやり取りを公文書によって確認しておく。1933（昭和 8）年 1 月 9 日付の青森県知事多久安信から文部大臣鳩山一郎宛「五所川原高等女学校県移管ニ関スル件申請」を提出し，町立高女の県立移管を申請している。それによれば，1929（昭和 4）年 3 月に五所川原町立高女の設置認可を受けたが，「今般本県ニ於ケル女子教育ノ振興ヲ期センカ為」県立に移管したいという。続けて，これまで青森県立の高女は 3 校しかなく，しかも今年度県立高女入学志願者は 800 余名であるのに対し，入学許可者は 454 名（56%）に過ぎない。さらに「西北方面」には県立高女が無いために「女子中等教育上甚タ遺憾」としている。場所については，現在の町立五所川原高女の位置が，「本県高等女学校ノ分布ノ状況ヨリスルモ又校地校舎並ニ内部ノ設備等ノ点ヨリ見ルモ県ニ移管スルコトヲ可ト認メ又県会ニ於テモ議決ヲ了シ候ニ就テハ至急御認可相成候様致度別紙所要書類ヲ具シ此段及申請候也」として，適地であること，県会の議決も得ていることを主張している[23]。寄付については，1932（昭和 7）年 11 月 5 日付で，五所川原町長佐々木哲造から青森県知事多久安信宛に「寄付稟請」が提出されている。それによると，町立五所川原高女が県に移管された場合，敷地，建物，備品一切を寄付することを申請しているだけでなく，経常費の寄付までおこなっている[24]。すなわち，同日付で 1933 年度 7,390 円，1934 年度 6,270 円，1935 年度 5,220 円，1936 年度 4,620 円と 4 年間にわたって寄付をおこなうというのである[25]。それだけではない。これらの寄付稟請に対する知事の回答は，「寄付ノ件聞届ク」とした上で，「但シ寄付金ハ経常費寄付金ノ外授業料収入予定額ニ達セサル時ハ其ノ不足額ヲ寄付スルモノトシ毎年県指定ノ期日マテニ納入スヘク寄宿舎ハ県指定ノ設計ニ基キ建築ノ上指定ノ時期ニ提供スヘシ」という厳しいものだった。

県立移管が実現した後の佐々木町長の談話が『東奥日報』に掲載されているが，その中に「五所川原高等女学校は始めから県への移管を目標にして建設したものであったのだ」という言葉があり，当時の実科高女が置かれ

表 4　三本木町立実科高等学校の認可と改編

認可年月日	事項	備考
1926 年 3 月 3 日	町立三本木実科高女を 1926 年 4 月より開校の件認可	文部省年報第 86 号 『官報』第 4054 号
1933 年 3 月 22 日	町立三本木実科高女を 1933 年 4 月より高女に変更し三本木高女と改称の件認可	文部省告示第 113 号 『官報』第 1867 号
1936 年 2 月 15 日	三本木高女を青森県立に変更し県立三本木高女と改称の件認可	文部省告示第 38 号 『官報』第 2736 号

＊各年の『官報』掲載の「文部省告示」により作成

た状況と市町村の県立移管に向けた戦略をうかがい知ることができる。また，弘前，青森，八戸に次ぐ4番目の県立高女を「西北両郡」に設置できた思い，父兄代表の挨拶にあるように「元来父兄の我々は親心からして女の子供を余り遠い所に手離したくないものである」という思いが看取できる。その一方で，荒木校長の言葉にあるように「学校の経費は大部分この町から出費さるゝことゝなってゐる」という経常費4か年分の負担という現実も看過できない[26]。

なお，五所川原町と同様に町立実科高女を町立高女に改称した三本木町立三本木実科高女も，五所川原より3年遅れで県立高女に移管，改称している。

(4) 県立移管の明暗

五所川原町と三本木町は県立移管に成功したが，失敗した例もある。黒石町である。同町は，青森県の市町村で最初に実科高女を設置したが，なぜ他の市町村に先駆けて実科高女を設置したのか。それは，女子中等教育志願者数の増加により，「日々数百の学生が鉄道に拠りて弘前市に通学せり，其間身心に蒙むる幾多の弊害あり就中女子に対しては誠に忍びざるところあるを以て大正十四年四月県下他地方に先んじて町立実科高等女学校を設置し女子中等教育の途を開きたるは偶然にあらざるなり。[27]」という理由によるものだった。1925（大正14）年2月23日の町会に提出された第17号「実科高等女学校設置」議案は，異議なく満場一致で可決され，同年4月1日，黒石町立実科高女が開校した[28]。黒石町では，町立実科高女を「県へ移管しようと運動し続ける」という記述にみられるように，設置当初から継続して県立移管の要望を県に運動していたようだが，詳細は記されていない[29]。

黒石町立実科高女は，1925（大正14）年度から1927（昭和2）年度までの間，入学志望者が定員を満たしていなかったことから，1928（昭和3）年2月28日の予算町議会で廃校か存続かを論議している。当日の校長の説明によれば，「弘前市に近いため，生徒募集は実に困難」，「父兄や子女は，設備がととのっている弘前の女学校へ行くことを名誉としている。この影響も多分にある」と生徒募集難を理由にあげている。また，実科高女は「裁縫専門でも，学術専門でもないが，この両面が兼合っている学校である」が，「多くの父兄は裁縫だけでいいと思っているので困っている」と，実科高女という女子中等教育機関の立場の曖昧さと保護者意識に困惑した様子が語られている。しかし，このような状況だが「将来は四ヶ年制度の高等女学校にしたいと思っている」，「近い将来当校は専門科を設けたい希望がある」と述べるが，「このままの建物ではどうすることもできない」としている。そして今後の方針として，「時によっては学校を県に移管してほしい希望もある」と述べているが，「七戸町や五所川原の両女学校は，県移管の運動中だと聞いている。当町の実科女学校は設備が不完全だとあっては，県移管もできまいし，今から廃校にしてほしい。このままだと，将来は黒石町の経済にとって癌になりはしまいかと思われる」と，町の将来への悲観から実科高女廃止にまで言及している。しかし，ある県議との話の中で将来の県移管の可能性を指摘し，結果として実科高女存続を可決し，さらに1928（昭和3）年10月8日の町会で県移管について県へ請願することを可決している[30]。

以上の経緯を経て，黒石町でも町立実科高女の県立移管を実現すべく，町会で満場一致で県に陳情することに決定し，1928（昭和3）年10月11日，山田町長，福士県議，5名の町議で県を訪問し請願書を提出した。「黒石町立黒石実科高等女学校県移管の儀に付請願」と題されたその請願書には，県内の地方には中等教育機関が甚だ少ないため，年々入学難が深刻化しているが，特に女子の中等教育機関が最も深刻である。県の財政逼迫による

表5　黒石町立実科高等女学校の認可と改編

認可年月日	事項	備考
1925年3月23日	黒石町立黒石実科高女を1925年4月より開校の件認可	文部省告示第157号 『官報』第3772号
1943年11月4日	名称を1943年11月より高女に変更の件認可	文部省告示第793号 『官報』第5047号

＊各年の『官報』掲載の「文部省告示」により作成

ことなのでやむを得ないが，聞くところによると来年度実科高女増設の計画があるとのことなので，「当町は施設及校舎とを寄付するを以て当町立実科高等女学校を県に移管して其の内容を改善せられ善良なる校風を発揚して地方子女の教養に膺り中等教育の均霑を計られんことを切望に堪へず当町会は満場一致の決議を以て茲に請願に及び候也」との請願をおこなった[31]。しかし，この最初の県移管の請願は受け入れられなかった。1932（昭和 7）年 9 月 7 日，3 人の町議と助役が県庁へ県移管の陳情をしているが，その際に知事は，「移管に先立って校地と校舎新築が先決問題」だという意向を示したという。知事が県立移管のための条件として，校地（寄付）の問題と校舎新築を明言しているのである。町長は早速町会に校舎の移転新築を諮り，満場一致で可決された。そして同年 11 月 5 日，再度県移管を請願したが，またしても受け入れられることはなく，移転新築も立ち消えとなった。こうした中，またも実科高女廃止案が議員の中から出された。それに対し町長は，「廃校の決議は許されるべきものではない」，「今暫くは辛抱してもらいたい」と答弁している。その後，1943（昭和 18）年 1 月の中等学校令公布を受けて黒石高女に名称変更するが，結局，県立移管は実現しなかった[32]。

3. 町立田名部実科高女の組織変更過程

1933（昭和 8）年 3 月 10 日，田名部町立田名部実科高女が同年 4 月からの開校認可を受けた。同校はその後，1939（昭和 14）年 3 月 11 日に改称の認可を経て，1941（昭和 16）年 2 月 26 日，県立高女への変更と県立田名部高女への改称が認可されている。以下，同校の県立高女への移管，改称を公文書で確認する。

1941（昭和 16）年 1 月 27 日付青森県知事上田誠一から文部大臣橋田邦彦宛「青森県田名部町立実科高等女学校県移管ノ義ニ付許可申請」によれば，「時代ノ要請ニ対応シ県下女子中等教育ノ充実ヲ図リ皇国臣民トシテノ資質ヲ練成シ以テ興亜ノ日本女性ヲ育成致スヘク」，同年 4 月 1 日より青森県田名部町立実科高女を県立に移管するとの申請をおこなっている[33]。その理由を西山左武町長から上田誠一知事への申請文書で確認すると，町立実科高女は 1933（昭和 8）年 4 月に「従来ノ女子実業補習学校タル田名部実践女学校ヲ組織変更ノ上設置」した「下北郡唯一ノ中等教育機関」であり，田名部町はこの学校のために「年々五千円乃至九千有余円ノ町費ヲ支出」して維持・経営してきた。しかし，「一般文化ノ進展ト地方民子弟向学心ノ向上ハ遂年入学志願者ノ増加ヲ見学校設備内容ノ充実ト相俟ツテ校運隆昌ノ一途ヲ辿リ昭和十五年四月遂ニ学級増加ノ止ムナキニ至」ったという。この状況は「県下斯種市町立実科高等女学校中比肩スルモノナキ盛況ニ立至」ったのだが，「下北郡ノ開発振興ハ近時頓ニ著シキモノアリ」という状況であり，このような「郡下産業経済文化諸般ノ躍進」にもかかわらず，いまだに「一ノ県立中等学校ヲ有セザル」状態であると訴える。さらに，以下のように続ける。（下線は筆者）

> 地域的教育行政上ノ不当ヲ評サス本町立実科高等女学校ヲ県立高等女学校ヘノ移管整備ハ本部八万郡民ノ多年ノ要望トスル所ニ有之当時ハ既ニ財政上忍フヘカラサルヲ忍ヒ該校県移管ニ伴フ臨時費其他内容充実ニ関シ県ノ要求スル諸条件ニ対シ出来得ル限リ応諾セントノ用意ヲ有シ曩ニ町会満場一致ノ議決ヲ以テ県学務当局ニ之ガ所見ヲ開陳致置キタル次第ニ候條希クハ御英断ヲ以テ来ル昭和十六年四月ヨリ県立高等女学校トシテ移管方実現相成様格段ノ御厚配相賜度此段及申請候也[34]

表 6　町立田名部実科高等女学校の認可と改編

認可年月日	事項	備考
1933 年 3 月 10 日	町立田名部実科高女を 1933 年 4 月より開校の件認可	文部省告示第 88 号 『官報』第 1858 号
1939 年 3 月 11 日	町立田名部実科高女を 1939 年 4 月より田名部町立実科高女と改称の件認可	文部省年報第 109 号 『官報』第 3655 号
1941 年 2 月 26 日	田名部町立実科高女を 1941 年 4 月より県立高女に変更し県立田名部高女と改称の件認可	文部省年報第 147 号 『官報』第 4240 号

＊各年の『官報』掲載の「文部省告示」により作成

県当局の要求する臨時費や内容充実等の諸条件に対して，可能な限り対応したので，なんとか県移管を認めて欲しいという切実な願いが読み取れる。なお，寄付については，田名部町立実科高女が県立移管した場合，「敷地建物及備品等整備ノ上寄付」するとしている。備品等については整備してから寄付するという念の入れようである［35］。

こうした諸条件への対応と切実な願いが功を奏したのか，1941（昭和 16）年 2 月 26 日付で町立田名部高女の県立移管が認可された。

おわりに

第一次世界大戦後の女子中等教育の高揚は全国的な展開をみせるが，青森県も例外ではなかった。県内の高女進学志願者数増加にもかかわらず，弘前，青森，八戸の三校のみの高女しかなく，高女の増設が急務となっていた。

県の対応は遅れるが，市町村では自前で実科高女を設置する動きが活発になり，1927（昭和 2）年に五所川原町と三戸町，1929（昭和 4）年野辺地町，1930（昭和 5）年青森市，1933（昭和 8）年田名部町，1935（昭和 10）年弘前市，1938（昭和 13）年板柳町，1942（昭和 17）年五戸町がそれぞれ実科高女を設置している。さらに民間レベルでも青森，弘前，八戸に裁縫教授のための私立女学校の設立が続出した。こうした私立の裁縫女学校は，青森県の女子教育の普及・発展に大きな貢献をした［36］。つまり，実科高女と私立裁縫女学校は，結果的に高女不足の補完的役割を果たすことになったといえよう。

1928（昭和 3）年の第 30 回通常県会で杉山久之丞議員が，東北六県の中で比較しても青森県の高女設置数と定員数が「最劣等」であると指摘し，県当局に対して「女子教育機関を事情の許す限り地方に散在させ，移管の方法をとるかまたは新設の方法を採られて充実の促進をはかるべき」，「県立高等女学校の増設は急須のことである」と提案している［37］。こうした議論を経て，1933（昭和 8）年に町立五所川原実科高女，1936（昭和 13）年に町立三本木実科高女がそれぞれ町立実科高女から町立高女を経て県立に移管されている。しかし，五所川原と三本木を加えて県立高女が 5 校となっても決して十分なものではなかったが，その後の高女増設は進展しなかった［38］。

市町村による実科高女の増設は，県立高女不足のいわば「代替的措置」という側面もあったと考えられる。そうだとすれば，それはあくまで「代替的」なものであり，最終的には県立高女を求める民意と市町村当局の要望があったはずである。それを裏付けるように，市町村立実科高女は，従来は女子実業学校であり，高等小学校に併置され，教員も高等小学校の教員が兼務するなど，高等小学校の延長のような状況であったため，次第に県立移管を求める声が高まることになる（前述のように，五所川原町は町立実科高女設置当初から県立高女を目指していた事例もある）。その結果，各市町村間で県に対する「陳情合戦」が繰り広げられるようになり，1928（昭和 3）年の第 30 回通常県会における福士永一郎議員の発言にあるように，県立高女を不合格となった志願者が市町村立実科高女に入学するが，「実科高女は向学者の志向にあわず，その志願者は寥々たるもので，県立の落伍者で満ちているような奇観を呈し」ている状況だと危惧し，県立高女増設の実現を求めている［39］。また，市町村でも，財政を圧迫する実科高女の早期県立移管を求める声が高まっていく。

こうした中で，黒石町の県立移管は実現しなかったが，町立高女に変更した五所川原と三本木は県立移管を認められている。この違いは，地域的な配置バランスに五所川原と三本木が合致したことに加え，積立金の準備や校舎の新築など，移管後の県に対する負担の軽減を考慮した戦略が功を奏したといえよう［40］。

1943（昭和 18）年 1 月 24 日の中等学校令公布により，全国の実科高女はすべて高女に変更された。青森県では，野辺地，七戸，五戸，三戸，板柳，黒石，弘前の各実科高女は，市町村立のまま高女に変更された。また，同時に鰺ヶ沢高女の新設，浪岡の女子実務学校も浪岡高女に改組されている。最終的には，青森県では県立高女 6 校，市町村立高女 10 校となり，女子中等教育のニーズに対応していくのである［41］。

本稿では，青森県において多様な変更を生み出した要因として市町村の戦略がいかに影響を与えていたのかを組織変更過程を追うことによって明らかにした。すなわち，財政難によって県立移管を容易に認められない県側

に対して，市町村側は自前で実科高女を高女に組織変更して将来的に県立への移管を期待する。しかし，県立移管が実現しないとみるや厳しい財政状況の中で校舎を新築し，最終的には経常費の寄附までおこなうのである。このような戦略をとるかとらないかによって，県立移管の明暗が分かれることがあったのである。

最後に，今回は市町村側からの県立高女への変更過程を考察したが，今後の課題として中央の動向と県当局および県会の動向を丁寧に分析する必要性を指摘しておきたい。

注

［1］水野真知子『高等女学校の研究（上)』，同『高等女学校の研究（下)』野間教育研究所，2009 年。
［2］水野真知子『高等女学校の研究（上)』349～351 ページ。
［3］冨士原雅弘「島根県における中等学校の組織変更と学校整理問題 ―実科高等女学校の県立移管をめぐる県と町との軋轢―」，中等教育史研究会『中等教育史研究』第 21 号，2014 年，23～40 ページ。
［4］青森県教育史編纂委員会編『青森県教育史』第 1 巻 記述篇 1，1972 年 11 月，1150～1151 ページ。
［5］「女子実業学校（愈々本日より開始)」『東奥日報』，1909 年 4 月 1 日。
［6］「明治 41 年 第 10 回通常県会」青森県議会史編纂委員会編『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』，青森県議会，1965 年 3 月，973 ページ。
［7］『青森県教育史』第 1 巻 記述篇 1，1102～1103 ページ。
［8］「女子実業学校変更問題に就いて」『東奥日報』，1911 年 4 月 3 日。
［9］「明治 44 年 第 13 回通常県会」『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』，1965 年 3 月，1205 ページ。
［10］「実科高等女学校設置　女子実業学校廃止　来る四月より開校」『東奥日報』，1912 年 3 月 20 日。
［11］『青森県教育史』第 1 巻 記述篇 1，1150～1104 ページ。
［12］『青森県教育史』第 2 巻 記述篇 2，1974 年 3 月，35 ページ。
［13］「八戸高女改称　藤吉校長談」『東奥日報』，1919 年 1 月 30 日。
［14］「五所川原町で実科高女設置　現在の実業女学校を廃して」『東奥日報』，1927 年 2 月 2 日。
［15］「高等女学校の設置」『五所川原市史』通史編 2，1998 年 3 月，392 ページ。
［16］「県立五所川原高女　初代の校長　昭和八年（一九三三）四月」『西北新報』，1933 年 4 月 5 日（『五所川原市史』史料編 3 下巻，1997 年 3 月，156～157 ページ所収)。
［17］「昭和 2 年 第 29 回通常県会」『青森県議会史 自昭和元年至昭和十年』，1970 年 3 月，161～162 ページ。
［18］「昭和 3 年 第 30 回通常県会」『青森県議会史 自昭和元年至昭和十年』，234 ページ。
［19］『幾代ヶ丘六十年』，10～13 ページ。
［20］「公立高等女学校設立認可申請ニ関スル件副申」『県立五所川原高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1849 所収)，国立公文書館所蔵。
［21］「高等女学校設置儀ニ付許可申請」『県立五所川原高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1849 所収)，国立公文書館所蔵。
［22］「五所川原高女　県移管準備　町会を開いて関係事項一切と可決す」『東奥日報』，1932 年 11 月 6 日。
［23］「五所川原高等女学校県移管ニ関スル件申請」『県立五所川原高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1849 所収)，国立公文書館所蔵。
［24］「寄付稟請」『県立五所川原高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1849 所収)，国立公文書館所蔵。
［25］「町立五所川原高等女学校経常費寄付ノ件」『県立五所川原高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1849 所収)，国立公文書館所蔵。
［26］『幾代ヶ丘六十年』，14 ページ。
［27］「敷地校舎を寄附し　黒石実科の移管　十一日代表者県に陳情」『東奥日報』，1928 年 10 月 12 日。なお，この実科高女設置には前段階があり，発端は 1923 年度の町予算審議会での新年度 1 学級増による教室不足であった。「御休所」といわれる大正天皇が休憩に使用した部屋を使用しなければ教室が足りない。しかし，町では永久にこの一室を保存しようと決めており，この部屋を使用しないために画策した案の中に実科高女設置があったというのである（『黒石市史』通史編Ⅱ，黒石市，1988 年 12 月，806～814 ページ)。
［28］『黒石市史』通史編Ⅱ，814 ページ。
［29］同上，817 ページ。

［30］同上，869～871 ページ。
［31］注 27 に同じ。
［32］『黒石市史』通史編Ⅱ，871～882 ページ。
［33］「青森県田名部町立実科高等女学校県移管ノ義ニ付許可申請」『青森県立田名部高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1852 所収），国立公文書館所蔵。
［34］「田名部町立実科高等女学校ヲ昭和十六年度ヨリ県移管ノ上青森県立田名部高等女学校ト改称セラレタキ件申請」『青森県立田名部高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1852 所収），国立公文書館所蔵。
［35］「田名部町立実科高等女学校県移管ニ伴フ寄付採納方ノ件申請」『青森県立田名部高等女学校設置』（『高等女学校設置廃止認可 青森県』3A-10-13-1852 所収），国立公文書館所蔵。
［36］『青森県教育史』第 2 巻 記述篇 2，291 ページ。
［37］同上，289～290 ページ。「昭和 3 年 第 30 回通常県会」『青森県議会史 自昭和元年至昭和十年』，232～233 ページ。
［38］『青森県教育史』第 2 巻 記述篇 2，290～291 ページ。
［39］同上，292 ページ。「昭和 3 年 第 30 回通常県会」『青森県議会史 自昭和元年至昭和十年』，239～240 ページ。
［40］『青森県教育史』第 2 巻 記述篇 2，292～293 ページ。
［41］同上，308～309 ページ。

付記

本研究は，学校法人東海大学総合研究機構「研究奨励補助計画」および「学部等研究教育補助金計画」の援助を受けておこなったものである．

［abstract］

Organizational change process of Practical girls' secondary school in Aomori Prefecture

Masahiro FUJIWARA

This paper aims to clarify the process of organizational change practical girls' secondary school in Aomori Prefecture.

It was discussed strategies municipalities side took to the county side of not being able to focus on the support of the municipality for the Aomori Prefecture, and readily recognize Prefectural transferred for financial difficulties.

A result of the discussion, the municipality is hoping to make as trategy to win the Prefectural transferred from the county, it was clarified that the results and the course of events has led to a variety of changes.